

「新型コロナウイルス関連情報」

(その45:日本の水際対策強化における入国時スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計の感染者は、4月13日までの発表で、現在まで1,086人、累計の死亡者は同日現在2人となっています。
- 日本政府は、水際対策強化において入国時スマートフォンの携行、必要なアプリのインストールを必須としております。この度アプリが動作可能なOSバージョン情報を更新しました。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計の感染者は、4月13日までの発表で、現在1,086人となっています。また、累計の死亡者は2人となっております。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 日本の水際対策強化におけるスマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

日本政府は、水際対策強化に係る措置として、スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用を必須としていますが、これらのアプリの動作可能なOSバージョンは、**iPhone端末でiOS13.5以上、Android端末でAndroid6.0以上**となります。

入国に際し、事前にアプリをインストール・設定していただいていない場合は空港でお待ちいただく時間が長くなる可能性がありますので、ご注意ください。

また、検疫手続きの際に必要なアプリのインストールが確認できない場合は、入国前に空港内でスマートフォンをレンタルしていただくこととなります。その際のレンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となりますためご注意願います。

日本への帰国を予定されている方は、以下の厚生労働省のURLから、詳細は必ず確認の上、準備をお願いします。

○厚生労働省ホームページ(スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)